

## 郵便等による不在者投票のできる人

### ●身体障害者手帳で

両下肢障がい  
体幹の障がい  
移動機能障がい

が1級か2級の人

心臓障がい  
じん臓障がい  
呼吸器障がい  
ぼうこう障がい

が1級か3級の人

直腸障がい  
小腸障がい

免疫障がい  
肝臓障がい

が1級から3級の人

### ●戦傷病者手帳で

両下肢障がい  
体幹の障がい

が特別項症から  
第2項症までの人

心臓障がい  
じん臓障がい  
呼吸器障がい  
ぼうこう障がい

が特別項症から  
第3項症までの人

直腸障がい  
小腸障がい  
肝臓障がい

### ●介護保険の被保険者証で

要介護状態区分が「要介護5」の人

## 代理記載制度

「郵便等投票証明書」をもって、次の方で次の条件に該当する方は、代理記載人に投票に関する記載をしてもらうことができます。

◆身体障害者手帳に、上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている者

◆戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、「郵便等投票証明書」のほかに郵便などによる不在者投票における代理人となるべき者の届出などが必要です。

※郵便などによる不在者投票の請求ができるのは投票日の4日前まで（必着）です。

## 市内の投票所は次のとおりです

第14投票所は、和田島幼稚園の廃園により、和田島小学校屋内運動場へ変更となっています。

投票区	投票所
第1投票区	小松島小学校屋内運動場（神田瀬町）
第2投票区	市総合コミュニティセンター（小松島町字新港）
第3投票区	南小松島小学校屋内運動場（小松島町字高須）
第4投票区	千代小学校屋内運動場（中田町字奥林）
第5投票区	中郷児童館（中郷町字加藤）
第6投票区	総合福祉センター1階機能訓練室（横須町11番7号）
第7投票区	芝田小学校屋内運動場（田野町字中須）
第8投票区	児安小学校屋内運動場（田浦町字近里）
第9投票区	コミュニティ金機会場（金機町7番1号）
第10投票区	立江公民館（立江町字清水）
第11投票区	櫛淵小学校屋内運動場（櫛淵町字北佃）
第12投票区	坂野公民館（坂野町字平田）
第13投票区	目佐児童館（坂野町字目佐）
第14投票区	和田島小学校屋内運動場（和田島町字山のはな）
第15投票区	コミュニティ交流センターみさき（和田島町字遠見）
第16投票区	新開小学校屋内運動場（大林町字中津）
第17投票区	コミュニティセンター新開会館（赤石町豊浦神社内）
第18投票区	北小松島小学校屋内運動場（中田町字浜田）
第19投票区	小松島中学校（日開野町字弥三次）

平成27年の公選法改正により選挙年齢が18歳以上に引き下げられました。  
未来を担う大切な一票です。必ず投票しましょう。

